

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 4月 21日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 東京都渋谷区渋谷1-16-14 氏 名 東急建設株式会社 東日本土木支店 執行役員支店長 三輪 昌義 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-5466-5023</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東急建設株式会社 東日本土木支店
事業場の所在地	東京都渋谷区渋谷1-16-14
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D：建設業 06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 14,494(百万円)
③従業員数	172人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥(金属等を含むもの)→収集運搬→委託処理 (中間処理：不溶化)→最終処分(管理型埋立処分場) ②廃油(引火性)→収集運搬→委託処理(中間処理：油水分離/再精製)→再生燃料

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・作業所は、廃棄物責任者(作業所長又は常駐する上位の社員とする)を定め、副産物の発生抑制、再使用、再資源化及び適正処理に関する業務を行う。
- ・現業部門社員を対象とし、定期的に研修にて「建設副産物の減量及び適正処理に関する教育」を実施している。

(研修内容)

- ・経営上の方針、計画・目標について
- ・適正な分別・保管の徹底について
- ・社内ルール及び社員の役割について
- ・関係法令の概要について

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	排出量	3,592.00 t	2.00 t
	(これまでに実施した取組) ・特別管理産業廃棄物に関しては、特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	排出量	3,298.00 t	2.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も、実施予定はない。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥（金属等を含むもの）
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥（金属等を含むもの）

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・特別管理産業廃棄物に関しては、特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も、実施予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	(これまでに実施した取組) ・これまでに、自社で中間処理を行ったことはない。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・今後も、実施予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・これまでに、自社で埋立処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、実施予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	全処理委託量	3,592.00 t	2.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,592.00 t	0.20 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	1.80 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定を取得済の中間処理業者に極力委託するようにしている。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃油
	全処理委託量	3,298.00 t	2.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,298.00 t	2.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、優良認定取得済の中間処理業者への処理委託をしていく。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3,594.00 t	
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、2007年度に電子情報処理組織を導入以降、全社での2024年度運用率は98.6%となっている。 (当支店での2024年度運用率は98.9%) 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。